

応急修理 対象内外工事事例

H30.7.30 愛媛県作成

優先度	部位	対象	対象外
高い ↑	共通	○内装は基本的に対象外。(例外対象は下記口) ○修理に伴う撤去 □構造修理や設備取替と併せて行わざるを得ない最小限の床、壁の補修。	●内装は基本的に対象外。 ●災害が原因ではない破損個所の修理 ●解体工事のみ ●洗浄・消毒等
	屋根	○壊れた屋根の補修(屋根の葺き材の変更も対象) ○工事に必要な付帯仮設工事等も対象	
	構造部材	○傾いた柱の家起こし ○筋交の取替、耐震合板の打付等 (耐震性確保のための措置を伴うものに限る)	
	外壁	○壊れた外壁の補修 (土壁を板壁に変更する等の壁材の変更を含む。) □外壁の修理とともに内壁側の壁紙の補修を実施する場合には、当該壁の部分に限り対象	
		○外壁断熱材(断熱材の吸水膨張による取替え等) 断熱材の質、分量等については原則従前復旧。	●内壁断熱材
	① 基礎	○壊れた基礎の補修(土台損傷、柱はずれ、基礎崩れ、ひび) (無筋基礎の場合には、鉄筋コンクリートによる耐震補強を含む。)	
	床	○応急修理の対象範囲は日常生活に欠くことができない居間、台所、トイレ、風呂等のための工事。 例:床組(根太、大引等) 又は 下地板(合板、座板) が壊れている、吸水による変形、床下の破損がある修繕	●応急修理の対象範囲は日常生活に欠くことができない部屋以外の箇所の修理 ●洗浄・消毒、防蟻処置、等
		○壊れた床の補修 □床の補修と併せて行わざるを得ない必要最小限の仕上げ材(一般的なものの)、畳の補修復旧も対象。ただし畳については、畳6畳程度を限度に対象	●仕上げ材のみ(フローリング、クッションフロア)が吸水による変形の修繕 ●畳のみの交換 ●6畳を超える部分畳の交換
	壁	○壁の構造部材(柱・はり または 構造用合板が壊れている修繕 □柱・梁は構造材のみ 壁は外壁部分及び耐力壁のみ 柱修理等と併せて行う内装の修理は対象 ○土壁についても外壁部分及び耐力壁のみ	●クロスのみ剥がれているものの張替 ●耐力壁ではない内壁の下地板(PB、合板)、仕上げ板(プリント合板など)が吸水により変形、湿気・悪臭・汚損している修繕
	天井	○日常生活に欠くことができない居間、台所、トイレ、風呂等における天井の落下、ずれ、たわみの損傷箇所 (漏水が原因のたわみは落下の危険がある場合に限る。)	●汚れによる交換
②	外部建具	○外部に面する壊れた戸、窓の補修(破損したガラス、カギの取替を含む)	●内部建具
③	上下水道	○上下水道配管の水漏れ部分の補修 □配管埋め込み部分の壁等のタイルの補修を含む	
	浄化槽	○浄化槽(プロアー含む)が壊れたことによる交換 ※破損箇所のみ	
	電気	○電気、ガス、電話等の配管の配線の補修(スイッチ、コンセント、ブラケット、ガス栓、ジャックを含む)	
	ガス	○ガス給湯器、瞬間湯沸かし器、電気温水器が壊れたことによる交換	
低い ↓	④ 造付け家具	対象外	●押入れ内の棚板、内壁(コンパネ)の張替
	設備	○キッチンが破損、汚損したことによる交換 ○電話設備の損傷部分	●キッチンの扉、棚板の吸水による変形の修繕
	給排気	○壊れた給排気設備の取替	
	衛生設備	○洗面化粧台(洗面ボールのみ)が破損したことによる交換 ※破損箇所の修理のみ	●洗面化粧台の扉の吸水による変形、鏡の破損の修繕
		○壊れた便器の交換(便器はロータンクを含む) ○従前復旧となる洗浄機能一体型の便器の交換 (図面や写真等で従前から有ると確認可のもの)	●洗浄機能の付加された部分。
	エアコン	対象外	●エアコンは対象外(壁掛け・埋め込み)
	家具・家電	対象外	